

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

個人番号系画面転送用サーバ等賃貸借及び保守

(1) 借入物品

要求仕様書による。

(2) 借入物品の特質等

要求仕様書による。

(3) 借入期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで（60月）

(4) 納入場所及び条件

要求仕様書による。

(5) 入札の方法

ア 前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

2 入札参加資格

(1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和7年6月24日17時00分までに5の部局等に提出しなければならない。また、5の部局等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局等において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

(提出期限) 令和7年6月12日17時00分

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県総務部スマート県庁推進課

(電話) 095-895-2235

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(場所) 長崎県総務部スマート県庁推進課

(期日) この公告の日から令和7年6月24日17時00分まで

なお、県のホームページから入手することもできる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(提出場所) 5の部局等とする。

(受領期限) 令和7年7月9日17時00分(必着)

(提出方法) 郵便(一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。)で行う。悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

10 開札の場所及び日時

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(日時) 令和7年7月10日13時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(13)から(17)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき(機能証明書を提出していない者又は機能証明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。)

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。また、再度の入札において入札者（代理人を含む。）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (13) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (14) 代理人が入札したとき。
- (15) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (16) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (17) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。
- (18) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Contract for lease, operation and maintenance of Individual number system screen transfer server related equipment.
- (2) Lease period:
February 1, 2026 through January 31, 2031
- (3) Delivery place:
Please see attached information

(4) Time-limit for tender:

5:00 pm. July 9, 2025

(5) Date and time for the opening of tender:

1:30 pm. July 10, 2025

(6) Point of contact :

Smart Prefecture Development Division,
General Affairs Department,

Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,

Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN

TEL 095-895-2235